

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により秋田市森林整備計画を変更したいので、同法第6条の第1項の規定により次のとおり公告し、秋田市森林整備変更計画の案を縦覧に供する。

なお、秋田市森林整備変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

令和4年1月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

秋田市森林整備変更計画書の案

2 縦覧期間

令和4年2月1日から同年3月3日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市産業振興部農地森林整備課